

「老人クラブ割引」の適用について

1. 割引の適用を受ける「老人クラブ」とは地域を基盤とした組織であり、各市区町村もしくは地区の「老人クラブ連合会」に所属するクラブとします。
2. 老人クラブの活動として「老人クラブの会員」が「10名以上」で入館する場合、割引が適用となります。
3. 「シニア割引」ではありませんので、「高齢者の団体」に対して適用されるものではありません。
4. 「老人クラブ割引」の適用を受けるには、利用料金免除申請書の提出が必要となります。

上記事項をご確認の上、お申し込み頂きますようお願い致します。

鶴岡市立加茂水族館利用料金免除申請書

記入例

〇〇年 〇〇月 〇〇日

(管理受託者)
 一般財団法人 鶴岡市開発公社
 加茂水族館館長 奥 泉 和 也 様

申請者
 団体等名称 **〇〇老人クラブ**
 住 所 **〇〇県〇〇市〇〇**
 氏 名 **会長(代表者)**
 連絡先 **電話・FAX番号**



次のとおり利用料金の免除を受けたいので申請します。

利用年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日				
利用団体等名称	〇〇老人クラブ				
利用目的	レクリエーション・水族館見学 など				
通常料金額 (免除前)	円	免除額(割引)	円	支 払 額	円
一 般 1,000円	〇〇人	1人 円 ×	人 = 円	1人 円 ×	人 = 円
小・中学生 500円	人	1人 円 ×	人 = 円	1人 円 ×	人 = 円
引 率 者 1,000円	人	1人 円 ×	人 = 円	1人 円 ×	人 = 円
そ の 他 ()	人	1人 円 ×	人 = 円	1人 円 ×	人 = 円

※ 太線の枠内だけ記入してください。